

**日米地位協定に基づく刑事裁判等の処分結果の相互通報制度に関する
合同委員会合意**

1. 地位協定第 17 条 6 (b) により要求される通告は、次によって満たされるものとみなす。

(a) 日本国の当局及び合衆国軍隊の当局が合同委員会を通じて相互に行う、地位協定第 17 条の規定に従って裁判権を行使する第一次の権利を有しない国が裁判権を行使した全ての事件の裁判の結果についての 1 月ごとの通報、及び

(b) 日本国の当局及び合衆国軍隊の当局が合同委員会を通じて相互に行う、いずれか一方の国が裁判権を行使する第一次の権利を行使した事件であって他方の国又はその国民に対して行われた疑いのある犯罪に係る全てのものについてのあらゆる裁判の結果並びに合衆国軍隊の当局による非司法的処分及び懲戒処分の結果についての 1 月ごとの通報。

この通報は、当該他方の国又はその国民に対して行われた疑いのある犯罪に係る事件であって、裁判権を行使する第一次の権利を有する当該一方の国が、他方の国の当局に対し裁判権を行使する旨を通告したものの、起訴せず、合衆国の軍事裁判所に付託せず、かつ、合衆国軍隊の当局による非司法的処分及び懲戒処分のいずれも行わないと決定したものも含む。

(c) (a) 及び (b) に掲げる通報には、犯罪を行ったと認定され、又はその疑いがある者の氏名及び所属機関、犯罪の概要、処分の内容及び日付並びに当該処分を行った当局の名称を記載する。(b) に掲げる通報には、(b) に掲げる決定の事実及び日付並びに当該決定を行った当局の名称も記載する。

(d) 1. のいかなる規定も、日本国及び合衆国軍隊の現地の当局間における、地位協定第 17 条の規定に従っていずれか一方の国が裁判権を行使したあらゆる事件の裁判並びに合衆国軍隊の当局による非司法的処分及び懲戒処分の結果についての要請に基づく非公式な通報を妨げるものではない。

この通報には、いずれか一方の国が行った起訴しないとの決定又は合衆国軍隊の当局による合衆国の軍事裁判所に付託せず、非司法的処分を行わず、若しくは懲戒処分を行わないとの決定も含めることができる。

(e) (i) いずれか一方の国の当局は、他方の国の当局から (a)、(b) 及び (d) に掲げる通報を受領したときは、次の内容を公表することができる。

あらゆる事件の裁判の結果

あらゆる事件について、非司法的処分及び(又は)懲戒処分が行われた事実、並びに

裁判、非司法的処分及び(若しくは)懲戒処分、又は(b)に掲げる決定が行われた事件の数

(ii) いずれか一方の国の当局は、他方の国の当局から (b) 及び (d) に掲げる通

報を受領したときは、事件の被害者（当該被害者が情報を受領することができない場合には、その家族）に対し、当該事件について、起訴せず、合衆国の軍事裁判所に付託せず、かつ、非司法的処分及び懲戒処分のいずれも行わないとの決定がなされた事実を開示することができる。

- (iii) 日本国の当局は、合衆国軍隊の当局から（b）及び（d）に掲げる通報を受領した場合において、次の規定に従って同意が行われたことを通報されたときは、事件の被害者（当該被害者が情報を受領することができない場合には、その家族）に対し、当該事件の非司法的処分及び（又は）懲戒処分の結果を当該同意の内容に適合する形で開示することができる。

合衆国軍隊の当局は、日本国の当局から事件の被害者（当該被害者が要請を行うことができない場合には、その家族）が要請を行ったことを伝達されたときは、犯罪を行った疑いのある者に対し、非司法的処分及び（又は）懲戒処分の結果を被害者又は被害者の家族に開示することについて同意を求めるとともに、当該同意が行われたか否か、及び同意が行われた場合にはその範囲について、日本国の当局に通報する意図を有する。

2. 上記 1. の規定において用いられている用語については、次の理解が共有されている。

- (a) 「裁判の結果」とは、日本国の裁判所、合衆国の軍事裁判所又は合衆国の裁判所によって決定された刑事上の手続のあらゆる結果をいう。
- (b) 「非司法的処分」とは、合衆国法典第 47 章統一軍事裁判法第 3 節に基づく軍事裁判所が関与しない手続の結果として、合衆国の司令官その他の合衆国の権限ある官憲によって犯罪を行った疑いのある者に対して科され得る罰を科すことをいう。
- (c) 「懲戒処分」とは、合衆国の軍当局によって決定された懲戒上の手続のあらゆる結果であって、前記の処分以外のものをいう。

3. この合意は、2014 年 1 月 1 日以降に行われた疑いのある犯罪に適用する。